

# エアコンディショナーの製造業者等向けガイドライン

平成28年4月 公表

令和 8年4月 最終更新

経済産業省  
大臣官房産業保安・安全グループ  
化学物質管理課  
オゾン層保護等推進室

## 目次

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. エアコンディショナーの概要
3. エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項（エアコン判断基準）
4. 製造業者等の環境影響度の目標値の達成状況等に係る報告等
5. その他の関連規定
  - (1) 「指定製品」
  - (2) 「製造等」
  - (3) 「委託」
  - (4) 「指定製品の製造業者等の責務」
  - (5) 「指定製品の製造業者等の講ずべき事項」
  - (6) 「勧告及び命令」
  - (7) 「表示事項」
  - (8) 「主務大臣による指定製品等の製造業者等への協力要請」
  - (9) 「報告の徴収」
  - (10) 「立入検査」
  - (11) 「資料の提出の要求」
  - (12) 「罰則」

(参考) 経済産業省令第3条の表2に掲げるもの

## 1. 本ガイドラインの位置づけ

エアコンディショナーの製造業者等向けガイドラインは、エアコンディショナーの製造業者等（エアコンディショナーを①自ら製造、②自ら輸入、③製造・輸入を他者に委託する行為（以下「製造等」という。）を業として行う事業者を対象として、

- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成13年政令第396号。以下「政令」という。）
- ・ 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号。以下「経済産業省令」という。）
- ・ エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項（平成27年経済産業省告示第50号。以下「エアコン判断基準」という。）

等の考え方や、主にエアコンディショナーの製造業者等向けの法令対応について解説したものである。

## 2. エアコンディショナーの概要

### (1) エアコンディショナーの種類

本ガイドラインにおける「エアコンディショナー」には、以下の3種類がある。

#### ①業務用エアコンディショナー

業務用の機器（一般消費者が通常の生活の用に供する機器以外の機器）であって、冷媒としてフロンが充填されているもの（法第2条第3項第1号）。指定製品であり、特定製品（第一種特定製品）でもある。

#### ②自動車用エアコンディショナー

使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第8項に規定する特定エアコンディショナー（法第2条第4項）。指定製品であり、特定製品（第二種特定製品）でもある。

#### ③家庭用エアコンディショナー

特定製品（業務用エアコンディショナー及び自動車用エアコンディショナー）以外のものであって、以下を除くもの（政令第1条第1号）。指定製品であるが、特定製品ではない。

- ・室内ユニット及び室外ユニットが一体的に、かつ、壁を貫通して設置されるもの（政令第1条第1号）
- ・高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの（経済産業省令第4条第1項）
- ・窓に設置される構造のもの（経済産業省令第4条第2項）
- ・専ら湿度の管理を行うことを目的とするもの（空気を浄化する機能を有するものを含む。）（経済産業省令第4条第3項）

## (2) エアコン判断基準の対象となる製造業者等

「業務用エアコンディショナー」、「自動車用エアコンディショナー」及び「家庭用エアコンディショナー」の製造業者等は、エアコン判断基準の対象となる。

エアコン判断基準第一、第三の対象となる製品、すなわち指定製品のうち、使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められている製品は以下のとおりとなる。

### ①家庭用エアコンディショナー

政令第1条第1号に掲げるエアコンディショナー。

### ②業務用エアコンディショナー

第一種特定製品のうち、エアコンディショナーであって、経済産業省令第3条の表2に掲げるもの以外のもの（文末「参考」を参照）。

### ③自動車用エアコンディショナー

第二種特定製品のうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第2条第1項第2号に規定する特定特殊自動車に搭載されたもの以外のもの。

※具体的な区分は、「3. 表 各区分における環境影響度の目標値及び目標年度」を参照のこと。

### 3. エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項（エアコン判断基準）

エアコン判断基準に規定する内容は以下のとおり。

#### (1) 第一 環境影響度の目標値及び目標年度

指定製品のうち、使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められる製品の製造業者等は、以下の表の区分ごとに、目標年度以降に国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度について、製造業者等ごとに出荷する製品の環境影響度を出荷台数で加重平均した値が、区分毎に定められた目標値を上回らないようにすることとされている。

表 各区分における環境影響度の目標値及び目標年度

区分		環境影響度の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー		750	2018
業務用エアコンディショナー	① 店舗・事務所用エアコンディショナー	750	2025
	② 中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるもの	100	2025
	③ 中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるもの以外のもの	750	2027
	④ ビル用マルチエアコンディショナー	750	2025
	⑤ 設備用エアコンディショナー	750	2027
	⑥ ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー	750	2027
自動車用エアコンディショナー	① 第二種特定製品のうち、②及び第二種特定製品のうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第2条第1項第2号に規定する特定特殊自動車に搭載されたもの以外のもの	150	2023
	② 第二種特定製品のうち、乗合自動車、貨物自動車に搭載されたもの	150	2029

「出荷する製品の環境影響度を出荷台数で加重平均」するときの数式は以下のとおり。

$$E_{av} = (XEx + YEy + ZEz) / (X + Y + Z)$$

$E_{av}$  : 当該区分における環境影響度の加重平均値

$X$ 、 $Y$ 、 $Z$  : 当該区分の各製品の国内向け出荷台数

$Ex$ 、 $Ey$ 、 $Ez$  : 使用されているフロン類等の環境影響度

※ 使用されているフロン類等の環境影響度は「フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件」（平成27年経済産業省告示第54号）の規定によることとする。

※ 「フロン類代替物質」とは、フロン類以外の二酸化炭素、アンモニア、炭化水素、HF0等である。

※ 2024年10月の経済産業省令及びエアコン判断基準の改正において、2027年4月及び2029年4月の施行により対象区分が拡大されるため、留意すること。

## (2) 第二 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項について

指定製品の製造業者等全て（使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められていない指定製品を含む）を対象として、以下のとおり規定している。

なお、ノンフロン製品は、指定製品にはあたらないが、指定製品を製造等している事業者（専ら、ノンフロン製品の製造等をしている事業者を除く）であれば、指定製品の製造業者等にあたるため、当該ノンフロン製品に対しても、管理者・消費者が判断できるよう、フロンラベル（JIS Z7161）やノンフロンラベル（経済産業省オゾン室HP）を貼付することが望ましい。

- ・ エアコンディショナー（指定製品であるものに限る。第二2及び3において同じ。）の製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと（ノンフロン・低GWP化）を達成した製品群については、その状態を維持するものとする。さらに、開発した製品の安全性等の関連情報の収集・提供等に努めるものとする。
- ・ エアコンディショナーの製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、施工事業者等とも連携し、フロン類の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するとともに、これらの情報を開示し、消費者の商品選択の際の参考情報として活用できるよう努めるものとする。
- ・ エアコンディショナーの製造業者等は、施工事業者等とも連携し、エアコンディショナーの

管理者や消費者にもフロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

### (3) 第三 表示事項等

法第14条で定められた表示事項であり、指定製品のうち、使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められる製品の製造業者等を対象として、以下を規定している。

#### <本体への表示事項>

- ・使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度
- ・品名及び形名
- ・製造業者等の氏名又は名称

#### <カタログへの表示事項>

- ・本体への表示事項
- ・目標値及び目標年度

ただし、自動車用エアコンディショナーについては、表示事項は次のとおりとなる。

#### <本体への表示事項>

- ・使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度
- ※ フロン類等の数量の単位は、キログラム単位であっても小数点第3位まで記載されていれば、グラム単位と同等である。
- ・当該製品が搭載される乗用自動車、乗合自動車又は貨物自動車の製造業者等の氏名又は名称

#### <カタログへの表示事項>

- ・本体への表示事項
- ・当該製品が搭載される乗用自動車、乗合自動車又は貨物自動車の車名及び型式
- ・目標値及び目標年度

上述の<本体への表示事項>中の環境影響度の表示について、エアコン判断基準において「（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。）」とされている点についての考え方は以下のとおり。

- ・法第2条第5項で定める特定製品においては、法第87条の規定に基づく表示を行うこととされている。その上で、法第12条第1項で判断基準の対象となった指定製品については、法第

14条に基づく表示も必要となるが、法第87条に基づく特定製品の表示義務が維持されるため、法第87条に基づく表示を行っている場合は指定製品の判断基準に基づく表示を免除することを意味する。

- ・法第87条第4項の主務省令で定める地球温暖化係数は、令和5年経済産業省・環境省告示第3号の別表第一及び別表第二の第二欄の係数を用いる。

#### 4. 製造業者等の環境影響度の目標値の達成状況等に係る報告等

「エアコン判断基準」に定められた指定製品毎の目標年度が到来した際には、「目標年度における目標値の達成状況」に関し、法第91条に基づく報告徴収を実施することを予定している（次ページの「様式」をベースに国が報告を求める。）。目標年度までの中間年度等、目標年度に到達しない時点における達成状況等の報告に関する徴収は、原則求めない。

製造業者等は、目標年度が経過し、主務大臣から目標値の達成状況に係る報告徴収の指示があった場合は、当該指示に従って、その達成状況について報告を行うことが必要である。報告内容は、原則として公表対象となる。

環境影響度の目標値の達成状況等に係る報告（目標年度（20◆◆年度）までの  
取組状況）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第91条の規定に基づき、令和◆年  
◆月◆日付けで報告を求められた、20◆◆年度末における製造等を行うエアコンディシ  
ヨナーに関する環境影響度の目標値の達成状況等を報告します。

#### 備考

1. 本件はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第14号）第91条（報告の徴収）の規定に基づく報告の様式です。記入にあたっては、参考資料（エアコンディショナーの製造業者等に関する判断基準（平成27年経済産業省告示第50号））を十分に確認し、正確にご記入下さい。
2. 同条に基づく報告徴収に関する報告をしない者、若しくは虚偽の報告をした者には、同法第107条第2号の規定により20万円以下の罰金に処せられることがあります。

製造事業者等	
製造事業者等の氏名又は名称	
代表者名	
住所	(〒 - )
記入日	令和 年 月 日
担当者名	
担当部署名	
住所	(〒 - )
電話番号	
E-mailアドレス	

調査 1：20◆◆年度末における製造等を行うエアコンディショナーに関する環境影響度の目標値の達成状況等について

貴社が製造等を行うエアコンディショナーの種類毎の目標年度における、エアコンディショナーに関する環境影響度の目標値の達成状況について、その内容を下記空欄にご記入下さい。

指定製品の品目名 (平成27年経済産業省告示第50号 第一 2 表 区分欄に掲げる品目)	
当該指定製品の品目における出荷台数で加重平均した環境影響度	

(参考)

当該品目に使用されるフロン類又は フロン類代替物質の種類	環境影響度(GWP)の合計
合計	

(注)

- ・ 製造する指定製品の目標年度末における環境影響度の達成数値を指定製品の品目（エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項（平成27年経済産業省告示第50号）第一に定められたもの）毎に記載して下さい。
- ・ 「フロン類代替物質」とは、フロン類以外の二酸化炭素、アンモニア、炭化水素、HF0等である。
- ・ 環境影響度の達成数値の計算過程、根拠データについては、その詳細についてヒアリング、あるいは審議会の場において委員への開示及び説明を求めることがあります。
- ・ 「使用フロン類の種類」は、「フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件（平成27年経済産業省告示第54号）」（通称：GWP告示）の規定に準じ記載すること。混合物の場合は、その構成成分毎に分離して記載すること。GWP告示に記載のないものについては、物質名（化学名、通称等）、別名（例えばR-〇〇等）いずれでも差し支えない。

調査2：表示事項義務等に関する取組事項の状況について

「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」第二及び第三に規定した、フロン類の使用の合理化のための取組や指定製品毎の表示に関する事項について、進捗状況や成果について具体的に記載して下さい。

<具体的な取組内容>

○フロン類の使用の合理化のための取組

○指定製品毎の表示に関する事項

なお、本様式に記載された内容は、原則として公表対象となる。

## 5. その他の関連規定

指定製品を含むフロン類使用製品の製造事業者等に関連する法及び政令等についての規定内容等は以下のとおり。

### (1) 「指定製品」

法2条第2項において、「指定製品」とは、

#### ①特定製品

②我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制等を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるもの

である。エアコンディショナーにおいては、エアコン判断基準において環境影響度の目標値及び目標年度が定められている「指定製品（目標値・目標年度設定あり）」と、「指定製品（目標値・目標年度設定なし）」に分けられる。

### (2) 「製造等」

法第2条第7項第1号から第3号において、「製造等」とは、以下の3区分と定義されている。

①フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託を受けて行うものを除く。）

②フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

③前2号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

### (3) 「委託」

法第2条第7項第3号に規定される、「委託」の考え方については、製造業者等と購入者間の取引が、「委託製造」、「委託行為を伴わない商品購入」のいずれかであるかは、一義的には当事者の協議により判断する。ただし、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、以下を目安として、判断することが望ましい。

- ・一般に「委託」とは、本来自らが行うべき行為を他人に依頼して代わりにしてもらうことを指し、特に「製造委託」に関しては「自社の仕様によって資材及び製品を、外注先へ製造依頼又は加工依頼する活動（JIS Z8141-7202）」を指すことと解されている。委託をされる側（受託者）が実施する行為は、委託をする側（委託者）が本来行うべき行為の代替となることから、受託者による受託業務の実施に関して、委託者が一定以上の関

与をすることが出来るような契約を締結していることが通例であると考えられる。

- ・このため、法における製造委託の解釈に際して、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、製造者と購入者の間で締結される契約において、委託契約に特徴的な下記の事項に係る特別な規定が複数（3つ以上）ある場合を委託契約と判断することを目安とする。

- ①製品の製造、加工、荷造、在庫、輸送などに関する指示に従って製造を行うべき定めに関する事項（業務指示）
- ②製品の製造、加工、荷造、輸送等に関する事項（技術指導）
- ③原材料（又は荷造材料）の供給に関する事項
- ④機械、機具、治具、工具等の貸与若しくはそれらの維持管理責任に関する事項
- ⑤原料、半製品、製品等に関する所有権に係る事項
- ⑥引渡完了前の棚卸資産に生じた滅失、毀損等損害の負担に関する事項（危険負担）
- ⑦委託製造に係る製品又は競合品の第三者への販売の禁止に関する事項
- ⑧製品製造に係る知財権の許諾に関する取り決めに関する事項

#### (4) 「指定製品の製造業者等の責務」

法第4条第2項において、フロン類使用製品のうち指定製品の製造業者等の責務が規定されており、具体的には、法第3条第1項に基づき定められる「指針（フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号））」に従い、指定製品の製造業者等は、フロン類代替物質の開発等の必要な措置を講じるよう努めることと併せて、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化（法第2条第9項）のために講ずる施策に協力しなければならないとされている。

#### (5) 「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」

法第12条第1項において、主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品毎に、製品に使用するフロン類の環境影響度の低減についての判断基準を定め、これを公表することとしている。

この判断基準については、(4)で示した「指針」に即して、使用されるフロン類の環境影響度が最も小さいものの状況や環境影響度低減のための技術開発の見通しその他の事情を勘案して定めることとしており、事情の変動に応じて必要な改定をするものとしている（法第12条第2項）。また、環境大臣及び経済産業大臣は、フロン類の排出の抑制のため特に必要があると認めるときは、判断基準に関し、主務大臣に対して、意見を述べることがある（法第12条第4項）。

(6) 「勧告及び命令」

法第 13 条第 1 項に基づき、主務大臣は、生産量又は輸入量が主務省令（経済産業省令第 3 条）で定める要件に該当する指定製品の製造業者等が製造等を行う指定製品について、使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対して、目標を示して、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減を図るよう勧告することができる。

また、法第 15 条第 1 項に基づき、主務大臣は、指定製品の製造業者等に対して、（7）に基づく表示をしていないと認めるときは、指定された表示を行うよう勧告することができる。

さらに、主務大臣は、法第 15 条第 2 項により、勧告を行った指定製品製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとなっている。

その上で、勧告に従わない場合の公表の後、なお、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合で、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会であって政令で定めるもの（政令第 2 条）（産業構造審議会）の意見を聴いて、当該製造業者等に対し、勧告した措置をとるよう命ずることができる（法第 15 条第 2 項）。

(7) 「表示事項」

主務大臣は、法第 14 条第 1 項において、指定製品の製造業者等が製造等を行う指定製品について、使用フロン類の環境影響度に関する表示すべき事項及びその表示の方法その他遵守すべき事項について定めて公表することとなっており、エアコン判断基準の「第三 表示事項等」が該当する。

また、法第 2 条第 5 項で定める特定製品においては、法第 87 条の規定に基づく表示を行う必要がある。

(8) 「主務大臣による指定製品等の製造業者等への協力要請」

法第 90 条において、主務大臣は、指定製品、特定製品の製造業者等に対して、国の責務にのっとり講じる措置並びに「教育及び学習の振興等（法第 97 条）」、「研究開発の推進等（法第 98 条）」の規定により講じる措置に関し、フロン類に係る技術的知識の提供、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の使用の合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するために必要な協力を求めるように努めることとしている。

(9) 「報告の徴収」

法第 91 条に基づき、主務大臣は、法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより（政令第 5 条第 1 項、第 2 項）、指定製品の製造業者等に対して、フロン類の製造等の業務の状況に関し報告を求めることができる。

(10) 「立入検査」

法第 92 条第 1 項に基づき、主務大臣は、法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより（政令第 6 条第 1 項）、その職員に、指定製品の製造業者等の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り資料を無償で収去させることができる。

この立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

また、この立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものではない（法第 92 条第 2 項、第 3 項）。

(11) 「資料の提出の要求」

法第 93 条において、主務大臣は、この法の目的を達成するため必要があるときは、指定製品製造業者等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(12) 「罰則」

法第 104 条において、(6)「勧告及び命令」で述べた、主務大臣が、産業構造審議会の意見を聴いて、指定製品の製造業者等に対して行った勧告に係る措置命令を行った際に、当該措置命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処せられる。

法第 107 条第 2 号及び第 3 号において、(9)「報告の徴収」で述べた報告をしなかった者、又は虚偽の報告をした者、(10)「立入検査」で述べた検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の罰金に処せられる。

また、法人の代表者、法人等の代理人、従業員等が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同様の罰金刑を科する（法第 108 条）。

なお、法第 109 条第 3 号において、法第 87 条の規程による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、10 万円以下の過料に処せられる。

(参考) 経済産業省令第3条の表2に掲げるもの

業務用エアコンディショナーのうち、エアコン判断基準第一及び第三の対象とならない製品、すなわち指定製品のうち、使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められていない製品は以下のとおりとなる。

- 一 中央方式エアコンディショナー、ビル用マルチエアコンディショナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの
- 二 設備用エアコンディショナーであって、次に掲げるもの
  - イ 既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの
  - ロ 外気温度が低いときでも暖房能力の低下を抑制する機能を有するもの
  - ハ 外気温度が低いときでも冷房運転を維持する機能を有し、情報通信機器、電子機器若しくは電気機器が設置された室又は食品を調理若しくは加工する室の空気調和を目的としたもの
  - ニ 設定温度を摂氏十度以下にする機能を有し、食品を調理又は加工する室の空気調和を目的としたもの
  - ホ 集じんフィルターを有し、クリーンルームの空気調和を目的としたもの
  - ヘ 外気導入による空気調和を目的としたもの
  - ト 圧縮機、蒸発器及び凝縮器が同一の筐体内に配置されたもの
- 三 スポットエアコンディショナー
- 四 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
- 五 ビル用マルチエアコンディショナーであって、次に掲げるもの
  - イ 既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの
  - ロ 冷房と暖房を同時に使用するために冷媒の分流に必要な構造を備えたもの
  - ハ 外気温度が低いときの暖房能力の低下を抑制する機能を備えたもの
  - ニ 水を熱源とする構造のもの
- 六 室内ユニット及び室外ユニットが一体的に、かつ、窓又は壁を貫通して設置されるもの
- 七 専ら湿度の管理を行うことを目的とするもの（空気清浄機能を有するものを含む。）
- 八 ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーであって、次に掲げるもの
  - イ 既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの
  - ロ 冷房と暖房を同時に使用するための冷媒の分流に必要な構造を有するもの
  - ハ 外気温度が低いときでも暖房能力の低下を抑制する機能を有するもの
  - ニ 発電機を有し、発電した電力を外部に出力するもの
  - ホ 内燃機関により駆動する圧縮機と電気により駆動する圧縮機が同一の冷媒配管を利用するもの
  - ヘ 冷凍サイクルにより冷却又は加熱された冷媒が水と熱交換するもの
  - ト 外気温度が低いときでも冷房運転を維持する機能を有し、情報通信機器、電子機器若しくは電気機器が設置された室又は食品を調理若しくは加工する室の空気調和を目的としたもの

もの

- チ 設定温度を摂氏十度以下にする機能を有し、食品を調理又は加工する室の空気調和を目的としたもの
  - リ 集じんフィルターを有し、クリーンルームの空気調和を目的としたもの
  - ヌ 外気導入による空気調和を目的としたもの
- 九 中央方式エアコンディショナーであって、次に掲げるもの
- イ 熱媒体等として水を用いるものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度を摂氏三度以下に設定できるもの、又は定格冷却能力が九十キロワット以下のものであって、インバータにより圧縮機を駆動する構造を有しないもの
  - ロ 熱媒体等として水を用いるものであって、凝縮器の出口における熱媒体等の温度を摂氏六十度を超えて設定できるもの
  - ハ 熱媒体等として水を用いるものであって、蒸発器及び凝縮器の出口における熱媒体等の温度を同時に設定できるもの
  - ニ 熱媒体等としてブラインを用いるもの
- 十 前各号に定めるもののほか、粉じんが発生する場所等に設置するもの、エレベーターのかごの冷却に用いられるもの及び石油化学工業等における製品の製造過程において、専ら冷却等に用いられるもの

なお、経済産業省令第3条の表1備考において、下記のとおり定義がなされている。

「中央方式エアコンディショナー」

冷凍サイクルにより熱媒体等を冷却又は加熱し、当該熱媒体等を配管の中で循環させる方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のもの

「ビル用マルチエアコンディショナー」

分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のものうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるもの

「設備用エアコンディショナー」

機械器具の性能維持、飲食物の衛生管理若しくは農作物の育成等のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

「ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー」

ヒートポンプ方式のエアコンディショナーであって、内燃機関により圧縮機を駆動する構造を有するもの